

第三セクター等の損失補償債務等に係る将来負担額の算定基準（将来負担比率） ①

○ 第三セクター等に対する損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額については、以下の基準に基づき、将来負担額に算入。

1. 地方公共団体からの財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償

標準評価方式

①～③により地方公共団体が損失補償を付した法人に対する金融機関等からの融資を、以下の債務区分に分類。
A) 正常償還見込債務(10%以上)、 B) 地方団体要関与債務(30%以上)、 C) 地方団体要支援債務(50%以上)、
D) 地方団体実質管理債務(70%以上)、 E) 地方団体実質負担債務(90%以上)

① 財務諸表評価方式（公表された財務諸表等から債務区分等を判定する方法）

- I 一般法人型
- II インフラ法人型
- III 不動産取引型

② 外形事象評価方式（経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法）

③ 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

個別評価方式

① 資産債務個別評価方式

② 経営計画個別評価方式

③ 損失補償付債務償還費補助評価方法

2. 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償

$$\text{損失補償見込額} = \text{損失補償残高} \times \text{平均残存年数} \times \text{損失補償実行率}$$

3. その他の形態の損失補償、債務保証

第三セクター等の損失補償債務等に係る将来負担額の算定基準（将来負担比率） ②

< 1. ①財務諸表評価方式（Ⅰ 一般法人型）の例 >

別紙1-1 財務諸表評価方式（一般法人）

		損益計算書上の経常損益									
		経常損益が黒字				経常損益が赤字					
		債務超過額の3分の1以上	債務超過額の5分の1以上3分の1未満	債務超過額の10分の1以上5分の1未満	債務超過額の10分の1未満	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合					
20分の1未満	20分の1以上10分の1未満					10分の1以上5分の1未満	5分の1以上2分の1未満	2分の1以上			
貸借対照表上の純資産	資産超過	10年後において資産超過	A							A	
		5年後において資産超過であって、10年後において債務超過								B	
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1未満	B	B	B	B	C				
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満	B	B	B	C	D				
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満	B	B	B	C	D				
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満	B	B	C	D	E				
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額以上	B	B	C	D	E				
	債務超過		経常黒字の債務超過額に対する割合				経常赤字の損失補償付債務額に対する割合				
			債務超過額の3分の1以上	債務超過額の5分の1以上3分の1未満	債務超過額の10分の1以上5分の1未満	債務超過額の10分の1未満	20分の1未満	20分の1以上10分の1未満	10分の1以上5分の1未満	5分の1以上2分の1未満	2分の1以上
		債務超過額が損失補償付債務額の4分の1未満	B	B	B	B	B	C	D	E	E
		債務超過額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満	B	B	B	B	C	D	E	E	E
		債務超過額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満	B	B	B	C	D	E	E	E	E
債務超過額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満	B	B	C	D	E						
債務超過額が損失補償付債務額以上	B	C	D	E	E						

※ A、B、C、D及びEとは、債務区分のA（正常償還見込債務）、B（地方公共団体要関与債務）、C（地方公共団体要支援債務）、D（地方公共団体実質管理債務）及びE（地方公共団体実質負担債務）のことをいう。

債務超過額とは、負債の額が資産の額を超える場合における当該超える額をいい、損失補償付債務額とは、損失補償付債務の額をいう。